

# お客さまへ重要なお知らせ

当金庫では、お客さまとのお取引について、次のとおりルールを定めておりますので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

- 当金庫は、お客さまから現金、通帳・証書などをお預かりする際には、必ず当金庫所定の「受取書」を発行し、お渡しいたします。  
また、「名刺」や「振込依頼書（振込金受取書・兼振込手数料受取書）」等を、受取書の代わりに使用することはありません。
  - ▶ 「受取書」は、現金、通帳・証書などをお客さまからお預かりしたことを証明する大切な証となりますので、記載内容に間違いがないかを十分にご確認ください。
  - ▶ 「受取書」は、後日、当金庫の職員がお客さまへ通帳・証書などのご返却や、現金をお届けする際に回収いたしますので、大切に保管してください。
  - ▶ 当金庫の職員から返却された通帳や証書、また当金庫の職員がお届けした現金については、金額などに間違いがないか、ご確認をお願いいたします。
  - ▶ お客さまからお預りした通帳・証書などにつきましては、お手続きが終了次第、速やかにお客さまへ返却いたします。

〇〇年〇〇月〇〇日 受取書 ANB No: 〇〇〇〇〇〇

下記のとおり受け取りました。

金額 ¥10000

お名まえ 信金太郎 様

金額	種類	枚数	金額
1万円	現金	1	10000
5千円	現金	0	0
2千円	現金	0	0
1千円	現金	0	0
500円	現金	0	0
100円	現金	0	0
50円	現金	0	0
10円	現金	0	0
5円	現金	0	0
1円	現金	0	0
延べ額			10000
合計			10000

収入印紙

店舗名

受取書の  
見本です。  
サイズは A5  
横 21 cm×縦 15 cm

- 当金庫は、個人向け国債や貯蓄性のある保険商品（個人年金保険・終身保険等）については、現金でのお受入れは禁止しております。  
申し訳ございませんが、普通預金口座等からの振替えにてお願いいたします。
- 当金庫は、お客さまのキャッシュカードをお預かりして、預金等の払出しを行うことはありません。
- 当金庫は、職員が転勤した場合、転勤前に在籍した店舗のお客さまから、ご預金をお預かりすることや口座を開設することはありません。
- 当金庫の職員は、いかなる場合でもお客さまから金銭を借用することはありません。

※ 以上のルールが守られていない場合や、ご不明な点がございましたら、下記相談窓口まで、お申出下さい。

にいかわ信用金庫 お客様相談窓口

住 所：魚津市双葉町 6 番 5 号

電話番号：（フリーダイヤル）0120-704-705

受付時間：当金庫営業日の午前 9 時～午後 5 時